

議 事 録

令和3年8月5日

山 鹿 市 農 業 委 員 会

令和3年第9回山鹿市農業委員会総会議事録

令和3年8月5日(木) 13時23分から14時11分 山鹿市役所 4階 402会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 多久 正光	2番 守川 千穂	3番 森 喜代輝	4番 長曾我部 徹
5番 徳丸 誠次郎	6番 稲葉 和弘	7番 廣田 幸徳	8番 米岡 一利
9番 光永 太	10番 志方 精之	11番 欠 席	12番 田中 春雄
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

1名 11番 廣松 久喜

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：入江智紀 局長補佐兼農政係長：一法師 進
局長補佐兼農地調整係長：坂口 美治 主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

5. 議題

- 議案第57号 農地法第3条の規定による許可取消
- 議案第58号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
- 議案第59号 農地法第3条の規定による農地等の使用収益権の設定許可申請
- 議案第60号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請
- 議案第61号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
- 議案第62号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転
- 議案第63号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転(中間管理機構)
- 議案第64号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
- 議案第65号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断
- 報告第13号 農地法第3条第3の規定による届出
- 報告第14号 農地法第4条第1項の規定による届出

1. 開 会

○副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

○局長（入江智紀君）

皆さんこんにちは。本日の総会は、11番 廣松久喜委員から欠席の連絡があっていますが、農業委員総数14名中、13名の委員が出席され、過半数を越えており、山鹿市農業委員会会議規則第7条の規定により総会が成立することをご報告します。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（入江智紀君）

まず、会長にご挨拶いただき、引き続き、会議規則第5条の規定により議事の進行をお願いいたします。

○会長（坂本照子君）

（挨拶）

ただ今から、令和3年第9回総会を開会致します。

-----○-----

3. 議事録署名委員の指名

○議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。本日の議事録署名委員は、3番 森喜代輝委員、4番 長首我部徹委員にお願いします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（坂本照子君）

それでは、議事に入ります。

議案第57号、農地法第3条の規定による許可取消を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第57号、農地法第3条の規定による許可取消でございます。

提案番号2番、土地の所在及び申請人等は、記載のとおりです。

本案件は、平成30年3月5日に所有権移転の許可がなされましたが、登記を行う前に、譲受人が、高齢等の理由により、耕作する事が出来なくなったため、連名により許可を取消すものです。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第57号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第58号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第58号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請でございます。

提案番号118番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書の1ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号119番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

本案件は、山鹿市が定める別段面積1アール要件による取得です。

譲受理由は、空き家に附属する農地の取得で、耕作便利によるものです。

調査書の2ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号120番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は贈与によるものです。

調査書の3ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号121番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の耕作地の周辺であることから、耕作便利による取得です。

調査書の4ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号122番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、親子間の贈与です。

調査書の5ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 123 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、規模拡大です。
調査書の 6 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 124 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利による取得です。
調査書の 7 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 125 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人が経営する畜舎周辺であることから、耕作便利による取得です。
調査書の 8 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 126 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利による取得です。
調査書の 9 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 127 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利による取得です。
調査書の 10 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 128 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、隣接地取得です。
調査書の 11 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 129 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人が周辺の宅地を購入することから、耕作便利による取得です。
調査書の 12 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 130 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、隣接地取得です。
調査書の 13 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 131 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、隣接地取得です。
調査書の 14 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 132 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、隣接地取得です。
調査書の 15 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 133 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、贈与によるものです。

調査書の 16 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

以上 16 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 118 番から 119 番を北部地区担当委員

6 番（稲葉和弘君）

提案番号 118 番から 119 番は、現地調査及び事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 120 番から 122 番を南部地区担当委員

3 番（森喜代輝君）

提案番号 120 番から 122 番は、現地調査及び事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 123 番から 133 番を東部地区担当委員

1 番（多久正光君）

提案番号 123 番から 133 番は、現地調査及び事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 58 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 58 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 59 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地等の使用収益権の設定許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第 59 号、農地法第 3 条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請でございます。

提案番号 11 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

借受理由は、農業者年金新規設定による使用貸借権設定 10 年です。

調査書の 17 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 12 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

借受理由は、農業者年金新規設定による使用貸借権設定 10 年です。

調査書の 18 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

以上 2 件でございます。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明につきまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 11 番を北部地区担当委員

6 番（稲葉和弘君）

提案番号 11 番は、現地調査及び事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 12 番を南部地区担当委員

10 番（志方精之君）

提案番号 12 番は、現地調査及び事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 59 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第60号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第60号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号12番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の畑2筆計2,546㎡を駐車場に転用する案件です。

なお、申請地は、申請人が相続する以前から駐車場として利用されており、そのことについて始末書の提出があるため、追認となります。

調査書の20ページに立地基準を、21ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号13番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の畑703㎡を隣接するアパートの駐車場に転用する案件です。

なお、申請地は、申請人が相続する以前から駐車場として利用されており、そのことについて始末書の提出があるため、追認となります。

調査書の22ページに立地基準を、23ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号14番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の畑52㎡を、隣接する宅地への通路として転用する案件です。

なお、申請地は、昭和40年頃から通路として利用されており、そのことについて始末書の提出があるため、追認となります。

調査書の24ページに立地基準を、25ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、3件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号12番から14番を南部地区担当委員

5番（徳丸誠次郎君）

提案番号12番から14番は、現地調査及び事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第60号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第60号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第61号、農地法第5条第1項の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局 (北原薫君)

議案第61号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号58番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田217㎡を取得し、転用者の経営する温泉施設の従業員駐車場として転用する案件です。

調査書の26ページに立地基準を、27ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号59番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑614㎡に使用貸借権を設定し、一般住宅として転用する案件です。

調査書の28ページに立地基準を、29ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号60番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の畑4筆計2,857㎡を取得し、クリーニング工場として転用する案件です。

調査書の30ページに立地基準を、31ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号61番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の田39㎡を取得し、用悪水路として転用する案件です。

なお、申請地はすでに用悪水路として利用されており、そのことについて始末書の提出があるため、追認となります。

調査書の 32 ページに立地基準を、33 ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 62 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の田、47 m²を取得し、用悪水路として転用する案件です。

なお、申請地はすでに用悪水路として利用されており、そのことについて始末書の提出があるため、追認となります。

調査書の 34 ページに立地基準を、35 ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 63 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田 481 m²に使用貸借権を設定し、一般住宅に転用する案件です。

調査書の 36 ページに立地基準を、37 ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 64 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の畑、501 m²を取得し、資材置場として転用する案件です。

調査書の 38 ページに立地基準を、39 ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 65 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑、307 m²を取得し、一般住宅として転用する案件です。

調査書の 40 ページに立地基準を、41 ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 66 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑、316 m²を取得し、一般住宅として転用する案件です。

調査書の 42 ページに立地基準を、43 ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 67 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の田、1,282 m²を取得し、事務所、作業場、駐車場として転用する案件です。

調査書の 44 ページに立地基準を、45 ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 68 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑、137 m²を取得し、同時に購入する隣接の宅地の拡張を行うものです。

調査書の 46 ページに立地基準を、47 ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、11 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 58 番を北部地区担当委員

1 2 番（田中春雄君）

提案番号 58 番は、現地調査及び事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 59 番から 62 番を南部地区担当委員

9 番（光永太君）

提案番号 59 番から 62 番は、現地調査及び事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 63 番から 68 番を東部地区担当委員

2 番（守川千穂君）

提案番号 63 番から 68 番は、現地調査及び事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 61 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 62 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

議案第 62 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転でございます。

提案番号 23 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

提案番号 24 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

提案番号 25 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

提案番号 26 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

提案番号 23 番から 26 番の案件につきましては、7 月 14 日に売買会議を開催し、内容の確認を行っているものであります。

なお、提案番号 25 番と提案番号 26 番に係る調査書については、48 ページと 49 ページに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上 5 件でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 62 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 62 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 63 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

議案第 63 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）でございます。

今回の利用権設定は、新規設定 43 件、その面積は 146,036 m²でございます。

提案番号 79 番から 65 ページの提案番号 121 番までの申請地、申請人、契約内容については、議案書記載のとおりです。利用内容につきましては、水稻・大豆・麦等を作付け予定でございます。

なお、ただいま説明した申請に係る調査書は、調査書 50 ページから 58 ページに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第63号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第64号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

議案第64号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。

今回の利用権設定は、新規設定が4件、再設定が1件でその面積は、12,999㎡でございます。

提案番号237番から241番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

作付けについては、水稻、野菜等を予定されています。

なお、只今説明しました申請に係る調査書は59ページから63ページに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第64号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第65号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断を議題としま

す。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

議案第 65 号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断でございます。
農地に該当するか否かの判断について、下記のとおり農地法第 2 条第 1 項の規定により決定したいので、委員会の議決を求めるものでございます。

提案番号 33～34 番の土地の所在等につきまして、議案書記載のとおりです。

現地の状況は、現地写真・土地利用計画図の 29～30 ページに掲載のとおり、雑木等が繁茂している状態で、農業上の利用の増進が見込まれない農地であるため、再生困難と判断しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 65 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

-----○-----

4. 報 告

○議長（坂本照子君）

次に、報告第 11 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

報告第 13 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出について報告いたします。

令和 3 年 6 月に届出がありました件数は 14 件、筆数の合計は 70 筆、面積の合計は 96,141 ㎡でございます。詳細につきましては、70～71 ページ以降に記載しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

(「質問なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

質問等がないようですので、報告第13号は終わります。

次に、報告第14号、農地法第4条第1項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 (坂口美治君)

報告第14号、農地法第4条第1項の規定による届出について報告いたします。

農地法第4条第1項において許可が不要とされている案件で、令和3年6月に届出がありました件数は1件、土地の所在等については記載のとおりで、転用の内容は農業用倉庫の建設でございます。以上でございます。

○議長 (坂本照子君)

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

(「質問なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

質問等がないようですので、報告第14号は終わります。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これをもちまして令和3年第9回総会を閉会いたします。

-----○-----

6. 閉 会

○副会長 (隈部誠一君)

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本照子

3番 農業委員

森喜代輝

4番 農業委員

長曾我部 徹